

旧西内小学校及び旧西内保育園の利活用に関するサウンディング型市場調査 質問事項・回答

No.	質問内容	回答
1	<p>保育園の園庭遊具は使用可能か。使用できない場合の撤去費用はどちらの負担となるのか。</p>	<p>園庭遊具などについて、譲渡・賃貸に関係なく現状のままの引き渡しとなり、修繕・撤去等の費用は利用事業者様のご負担となります。また、貸借により利用される場合で、撤去を希望される際は市との事前協議が必要となります。</p> <p>なお、木製すべり台のみ市で最後に実施した安全点検にて「C」評価であり、使用不可となっています。他の遊具においても利用される場合には遊具の安全点検を推奨します。</p> <p>(旧西内保育園は、令和6年3月に廃園しているため、民間事業者による遊具の安全点検は令和4年11月が最後となっています)</p>
2	<p>小学校のプールは使用可能か。</p>	<p>使用可能です。ただし、小プールへ水を送るポンプやシャワー等が故障しているため、用途に応じた修繕、改修等が必要となります。</p>
3	<p>放送室や放送設備は整っているのか。</p>	<p>小学校施設においては、放送室(校舎棟3階)および職員室に放送機器が設置されており、音声用マイク等による館内放送が可能な状態です。</p> <p>保育園施設においては、事務室に放送機器が設置されており、音声用マイク等による館内放送が可能な状態です。</p>
4	<p>施設内にある教具などを撤去する予定はあるのか。</p>	<p>他の施設で活用する場合など備品等が持ち出される可能性があります。</p> <p>また、施設内に保管している椅子・机・絵本・棚など建物に付随しない物品等は基本的に撤去いたしますが、利用をご希望される場合は市との事前協議が必要となります。</p>
5	<p>保育園のみを活用する場合、小学校の駐車場を利用することは可能か。</p>	<p>小学校の利活用状況に応じて、運用に支障が出ない範囲で利用することは可能です。</p>